

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

有松, しづよ

九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻(植民地教育史) : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/1904671>

出版情報 : 教育基礎学研究. 4, pp.1-24, 2007-03-31. Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

有松 しづよ

はじめに

筆者はこれまで1930年代前半期における朝鮮総督府（以下総督府）主導による朝鮮農村女性（以下農村女性）に対する社会教化に関する研究を進めてきた。具体的には、「植民地朝鮮における朝鮮人女子の啓蒙 - 1930年代前半期における婦人会組織を中心に -」¹において、農村振興運動²の開始にともなって俄かに始まった農村女性に対する社会教化が、官製組織であったと考えられた金融組合婦人会（以下組合婦人会）を介して実施されたことや社会教化の内実を明らかにした。そして、これらの社会教化が、農村女性が伝統的に保持してきた行動規範を矯正の対象とし、農村振興運動の成就を目的として総督府が提示した行動規範を提供するものであったことを明らかにした。また、農村講習所における「農村中堅婦人」養成について考察し、「農村中堅婦人」は、農村における模範的な女性として、一般農村女性を対象とした総督府の社会教化をより速やかに伝達、実施するために、政策を中継する人物として期待され、育成されていたことを明らかにした。

本論は、これらの農村女性に対する総督府の施策、とりわけ朝鮮農家の主婦（以下農家の主婦）に注目し、総督府が彼女らを植民地支配政策（以下支配政策）のなかにおいて、どのように位置づけ、そのためにどのような役割を配分していたのかを、「中堅農家」養成を目的とした農事訓練所の訓練内容および総督府が農家の主婦に求めた「良妻賢母」としての行動規範を考察することによりを論じたい。そこからは、既存研究の視角では捉えきれていなかった、総督府の農村女性に対するイデオロギー操作の実態だけでなく、農村社会全体の「同化」を図った総督府の支配政策における手法がみえてくると考えている。

第一節 朝鮮総督府高官の発言にみる朝鮮女性観

第一節では、まず朝鮮総督府が支配体制において、朝鮮女性をどのように位置づけていたのかという点を考えてみたい。具体的には総督府高官の朝鮮女性に対する発言を検討し、総督府の朝鮮女性に対する女性観を明らかにしたい。

第一項 朝鮮総督宇垣一成の女性観

総督府高官の発言を考察するまえに、1930年代前半期植民地朝鮮において総督であった宇垣一成（1931年6月朝鮮総督に就任、1936年8月辞任）が平素からもっていた女性観を確認する必要があると考える。なぜならば、朝鮮総督は、「政務総理権」「出兵請求権」「命令権」「監督権」など一切の政治権力を握った専制支配者であったのであり、「何時の場合でもそうであるように、総督の更迭があれば、官民とわず何か新総督によって新たなる政策が打ちだされるのではないかと云う強い関心を持つものであります」³と山口盛⁴が証言するように、朝鮮統治政策に関する総督の権限は大きかったからである。宮田は1930年代に展開された農村振興運動の性格を分析するに当たり、総督が打ち出した政策の意図を考察する上で、「絶大な権力をにぎる総督の思想を洗ってみることは、単なる個人の思想としてではなく、政治権力そのものの性格を考える上で重要な意味を持つ」⁵っていると主張する。本論もまた、この分析視点を踏襲したものであり、1930年代前半期における総督府による朝鮮女性への施策を考察するにあたり、総督宇垣が抱いていた女性観について検討することは重要な手続きであると考えている。第一項では、『宇垣一成日記』（みすず書房、1968～1971年、三巻）を参照することにより総督宇垣一成が平素からもっていた女性観をみてみたい。

宇垣は陸軍大学校を卒業後、初めてのドイツ留学において、ドイツ女性のあり方を評価し、既存の日本女性のあり方や日本社会における女性に対する考え方を否定するようになる⁶。

日本婦人の位置を高めざる間は決して完全なる国民を育成する事は難かるべし。之を為すの道は要は婦人の教育を進めて男子の軽侮を受けざるが如くなすにあり。扶弱は日本男子の本性なり。要は従来婦人の多数は教育完全ならざるを以て終に知らず知らずの内に軽侮し奴隷視するに至りしなり。婦人の地位を高むる事は決して男子に譲歩を求む可らず。婦人の地位を進めて男子に拮抗し得るのほどに致らしめざる可らず（1903年）⁷

日本婦人は家を守るの外に一定の職業なく、此の範囲外に出たるものは衣食の道を得ざるものか然らずんば一種の賤業視せらるる者なり。故に四千万の同胞あるも信に国家の為に働くものは約半数と視ざる可らず。換言すれば二千万の人民が二千万の厄介者を背負ひつゝあると謂はざる可らず。国力の振はざる一因又此処にあるべし。翻て欧州婦人を見るに大部の商店の売子は女子を充て其他裁縫に郵便電信電話及他の官衙門等女子の職に就く所尠からず。中流及以下の家庭は要するに夫婦共働主義を執り居るものゝ如し。故に某国民三千

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

万あまりとすれば殆んど全数働きつゝありと認めざるを得ず。英仏独の強盛故なきにあらず。日本に於ても此風に則る事肝要なり。之が為には社会制度殊に家屋及子女の教育法を改めざる可らず。之が附帯の弊として一種の阿転婆を生ずる等の事あるも此一部の弊害の為には国家全般の利益を無視する事能はざるなり(1903年)⁸

小を尊ぶ悪風廃すべし。日本人は可愛らしきとて兎角小を尊ぶの風あり。之れ国民を萎靡せしむるの一因なり。独乙婦人は手足大なるを以て自己が卓越して働きたるの一証として之を矜るの風あり。信に良俗と謂ふべし(1904年)⁹

だからといって、宇垣はドイツ女性のあり方を、まるごと肯定していたわけではなかった。1907年、2回目のドイツ留学時には、「予は欧州に於て婦人らしくなき所の婦人を多く認む。即ち精神的及外形上の両者に於て然り(1907年)」¹⁰と評価するドイツ女性のあり方が日記に記されている。宇垣は2度にわたるドイツ留学の経験から、理想とする女性像をドイツ人女性や日本人女性のあり方から取捨選択し再構築したと考えられる。宇垣が構築した理想的な女性のあり方は、「男子は女子化して女子は男子化して結局は中性のものたらんとするの傾向は現代式なり。之で個人も社会も国家も偉大なる進歩は求め得られぬ。飽く迄男子は男子らしく女子は女子らしく、天然の恵み居らざる中性的の人物を生ぜざらしむる事が肝要(1921年)¹¹」であるとするものであり、男女の性差の範囲内において考えられなければならないとするものであった。

このような考えに基づき、「我国の女子は体力の増進、科学的常識の向上、勤労的鍛錬の工夫、家庭的実用の修養の教育を積ましむることが肝要である。男子の煩累たる如き女子は今日以後の社会には皆無たらしめたきものなり(1921年)」と宇垣は考えるようになっていた。しかし、ここで留意すべき点として、宇垣が考えていた女性教育の振興とは、あくまでも国力増進との関係で考えられたものであり、基本的人権を保有する存在としての女性の尊厳を考えていたわけでは決してなかったということがある。宇垣がいう「女子」教育の振興とは、すべからく国益に換算して発想し、成立したものであった。

従来の如く万事を男子で決定し女子の存在を認めぬ様な遣り口は漸次改めていかねばならぬ傾向にある。就ては国防観念の鼓吹でも尚武思想の奨励でも女子を某程度までは目的物として手を入れ指導して行くことの必要が生じつつある。男子一天張りでは完全なる仕事は出来ぬ様になりつつあり・・・(1925年5月9日)¹²

第二項 総督府学務局長渡辺豊日子の朝鮮女性観

農村振興運動は、植民地朝鮮の「あらゆる公私の機関、総ての階級、全部の民衆が協力一致して」¹³実行されたものであり、農村振興運動における教育という側面においては総督府学務局が中枢機関であったことは明らかである。当時総督府の学務局長であった渡辺豊日子¹⁴は、総督府における教育行政の中心人物としての位置にあったといえる。渡辺の朝鮮女性に関する発言は、全国師範学校長会議における講演「朝鮮統治の諸問題」¹⁵（1933年9月27日）と全国中等学校長協議大会における講演「朝鮮教育の側面」¹⁶（1934年9月10日）においてみることができる。

同化の実を上ぐる為最も速に且つ顕著なる方法は内鮮両民族の血を混ざる事に在ると申して、此の途も法律上開けて居るのであります。上皇室に於かれても梨本宮家と李王家との結約をも行はれて居るのであります。民間に於ては今日の処内地に居る朝鮮人学生労働者は内地人婦人を嫁れる者が相当ありますが、内地人にして朝鮮婦人を嫁れる者は極めて少数であります。之は習慣其他家族制度の内容が異なると思ひますが、行くゝは漸次増加するものと思ひます。

上記は全国師範学校長会議における講演の中で「結婚問題」について述べたものである。また以下は全国中等学校長協議大会における講演中、「女子教育」という項目に触れ、総督府の施策の障害となるものとして朝鮮女性の無教養について不満を表わすとともに、「同化」の手段と考える「内鮮結婚」の不振について論じている。

最近に至り総督府等に於て諸種の施設を致します場合、最も大なる不便を感じずる点是一般女子の無教養の点でありますので、種々の方法を講じて女子の知識の啓発を奨励致して居ります。

女子教育に関連して朝鮮問題が論議せらるゝ場合常に問題の種子となるものは内鮮人間の結婚の事であります。内鮮人間の差別を速に撤廃して桑椹一家の実を挙げるには他にも種々有力なる方法手段もあるでありませうが、内鮮人間に於ける結婚が第一条件であると論ずる人が少なくないのであります。総督府に於ても同様の考へからして早くから法律上正当に結婚し得る途を開いて居ります。然しながら今日までのところでは未だ十分とは申し上げ兼ねるのであります。

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

渡辺の発言から、総督府が支配政策上、朝鮮女性の無教養を問題とし、それを解決するために朝鮮女性に対する「啓発」をおこなっていることや、「朝鮮統治の終極の目的」¹⁷である「同化」の手段として、「内鮮結婚」を奨励していたことを知ることができる。

このようにみえてくると、総督宇垣一成が平素から持っていた女性観や、学務局長渡辺豊日子の朝鮮女性に対する発言は、総督府にとっての朝鮮女性の存在が、支配体制のなかにおいて、統治政策の円滑化をはかっていくための「同化」の「手段」としての対象であったことを明らかにしてくれる。それゆえに総督府は、朝鮮女性の教育を考えていたのである。以下にみる朝鮮始政25周年に際しての「半島の女子教育を語る」(『家事及裁縫』)における、植民地朝鮮の元教育関係者による対談¹⁸は、「女子教育」の目的が朝鮮女性の「同化」にあったことを明らかに示している。

大田：朝鮮や満洲のやうな処の教育は、特に女子教育に依つて日本精神を伝える。さうして内鮮融和とか日満親善と云ふことを、実現させることが一番効果的だと思います。その意味で女子教育の進歩を図り、それが更に進んで家庭の女子に及ぶやうにしたいつまり婦人を通してほんとうの文化の融合を図ると - それが何よりも大事なことゝ信じて、さう云ふ方面の教育が発展するやうに祈つてやみませぬ・・・朝鮮を富ますこと、朝鮮人の心の開拓 - そう云ふことが必要なのにつけても、婦人から教化するのが最も有効だと考へてゐます。それにはたゞ学問的と云ふばかりでなく感情から導いて行くことに重きを置いて考へたいと思ひます。

上田：又万歳運動を繰返さない惧れが無いとは断言できないと云ふことを聞いた。こんなことを云つて宜いかどうか判らないけれども、そう云ふ点から云つても是非女子教育を完全にして、女子の力で以て未然に防ぐと云ふことを考慮する必要があらうと思ひます・・・男子は教育して来たけれども女子の為の教育家が無かつた。つまり女子は白紙であるが為に新教育の需要性に富んでゐるんです。男子は初等教育と云ふ伝統的の教育機関が有るので、若い者でもお父さんやお祖父さんの影響を受けて、新しい教育に進みにくい。そう云ふ点を考へても男子教育勿論必要であるが、ヨリ(ママ)以上女子の教育に力を入れて欲しいと望みます。

松原：朝鮮の女子は教育を素直にうけ入れると云ふが非常に変化が早いですね。過去に教育が無かつたからかも知れない・・・さう・・・だから肥料をやるとグツと育つた訳でせう。

有松 しづよ

上田：つまり精神状態が清浄なんだな・・・

松原：素地の無い素ツ裸のものを巧く育てると、素晴らしい天才が出るものです。

第二節 朝鮮農家の模範的主婦の役割

それでは、農家の主婦にはどのような教育がおこなわれ、どのような形で国力に貢献させようと考えられていたのだろうか。第二節では、『農山漁村における中堅人物養成施設の概要』（朝鮮総督府、1936年、142-160頁）を史料として、長水郡農事訓練所（全羅北道長水郡長水面開亭里）における「中堅農家」養成に着目し、朝鮮農村における模範的夫婦像の育成過程を考察する。その中で農家の主婦に実施されていた社会教化の内実を明らかにし、総督府が農家の主婦に求めた国力に対する貢献とは何であったのかを明らかにする。

長水郡農事訓練所（以下訓練所とする）は「昭和十年度より向ふ十箇年間に互り郡内二百余の各部落に皇国農民たる即地即人的の中堅農家を配置して以て農村振興運動の中核たらしむべく本郡内農村振興会設置予定部落より農家の実体其の儘を移し個々の農家を本体とせる中堅農家を養成する為之に関する訓練を施すを以て目的とす」として長水郡農会が経営主体となり、1935年5月1日に設立したものである。1936年度の収容訓練生は、表1にみるように郡内の14戸の農家から選抜された夫婦であった。

<表1 1936年度長水郡農事訓練所収容者一覧>

氏名	性別	続柄	年齢	学歴
李炳春	男	戸主	27	普校卒業
朴麟洙	女	戸主李炳春ノ妻	23	無学（ママ - 以下同じ）
李華泰	男	戸主李炳春ノ長男	3	無学
裊同燁	男	戸主	26	普校卒業
秋同善	女	戸主裊同燁ノ妻	22	無学
李普燮	男	戸主	22	普校卒業
劉貴仁	女	戸主李普燮ノ妻	18	無学
牟甲同	男	戸主	26	普校卒業
朴李芬	女	戸主牟甲同ノ妻	28	無学
牟成圭	男	戸主牟甲同ノ長男	2	無学

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

趙棟桂	男	戸主	27	普校卒業
金奉愛	女	戸主趙棟桂ノ妻	22	無学
趙良順	女	戸主趙棟桂ノ長女	4	無学
張永燮	男	戸主	23	普校卒業
盧先任	女	戸主張永燮ノ妻	22	無学
張禮先	女	戸主張永燮ノ長女	2	無学
李義文	男	戸主	27	普校卒業
金正玉	女	戸主李義文ノ妻	24	無学
李鐘勳	男	戸主李義文ノ長男	3	無学
梁炳進	男	戸主	21	普校卒業
鄭務農	女	戸主梁炳進ノ妻	20	無学
金治煥	男	戸主	24	普校卒業
宋順伊	女	戸主金治煥ノ妻	20	無学
李圭錕	男	戸主	21	普校卒業
朴點玉	女	戸主李圭錕ノ妻	16	無学
李圭爽	男	戸主	27	普校卒業
鄭今順	女	戸主李圭爽ノ妻	28	無学
李鐘浦	男	戸主李圭爽ノ長男	2	無学
李永介	男	戸主	21	普校卒業
高玉	女	戸主李永介ノ妻	19	無学
鄭成模	男	戸主	23	普校卒業
黄阿月	女	戸主鄭成模ノ妻	24	無学
鄭鎮淑	女	戸主鄭成模ノ次女	2	無学
韓弼模	男	戸主	25	普校卒業
金男伊	女	戸主韓弼模ノ妻	27	無学
韓鎮順	女	戸主韓弼模ノ長女	3	無学

1936年度の訓練生の平均年齢は、男性 24 歳、女性 22 歳（男性女性合わせた平均年齢 23 歳）であったことがわかる。なお、男性は全員普通学校卒業生であり、女性は全

有松 しづよ

員「無学」であった。また訓練生夫婦のうち、子供（平均年齢2歳）を同伴している夫婦は8組であった。このことは訓練所が朝鮮農村の次世代を担う農家の若い夫婦を訓練対象としていたことを示している。なお訓練所規程にみる第二条の訓練所入所資格が適用されていたのは、男性のみであったことも示している。

本所ノ訓練生ハ本郡内ニ居住シ年齢二十歳以上三十歳未満（男子ノ年齢ニ依ル）ニシテ現ニ農業ニ従事シ且ツ普通学校ヲ卒業シ又ハ同等以上ノ学力ヲ有スル夫婦ニシテ農村ニ於テ活動スル意志ヲ有スル者トス

このような訓練所における訓練方針、訓練項目は以下のとおりであった。

訓練方針

イ、国体観念の明徴を期し国民精神の訓練を施す

ロ、勤労を主義とし自主自立郷土啓発の実践者として皇国農民たる理想信念に生かしむると共に即地即人的の農村中堅農家たらしむ

- 1、実習と体験とに依り創造心、研究心を啓培し質実剛健にして克く困苦に耐ゆるの精神を涵養す
- 2、実習訓練は畚、田、林野等訓練農家の労働能力に適応せる面積を与へ且家畜類の適当数を飼育せしめ多角的営農を為さしむ
- 3、更生計画を樹立実施せしめ更生精神の涵養に努むると共に自給自足の経済確立を期す

ハ、正直を旨とし物心一如の精神に基き人格の陶冶に努めしむ

ニ、衛生観念を確立せしむると共に育児法の訓練を施す

- 1、毎日朝夕の余暇を利用し各家庭の清潔、整頓を励行せしむ
- 2、子供の哺乳又は食事を一定の時間に行はしめ常に身体の清浄を期すると共に昼間の作業時間に於ては一定の場所に各子供を集合せしめ訓練女生の輪番に依り之が保護を為さしむる等厳格に規則的衛生的に保育せしむ

訓練項目

イ、訓練項目

- 1、男子に対する特別科目

国民精神涵養に関する科目として教育に関する御勅語、国民精神作興に関する詔書、

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

戊申詔書の謹解謹書を励行せしむ

2、女子に関する特別科目

家計簿記入程度の朝鮮語、算術、国語の教授及機織、染色等にして国語は一日一語の習得方法に依り朝夕作業開始の際指導員に於て口伝教授を為しつゝあり

3、男女共通訓練科目

修身及自力更生、国語、衛生及育児法、家庭生活改善、更生五年計画、ラヂオ体操、簡易消防、普通作物、特用作物（煙草、大麻、棉花、生薑、薄荷）、畜産、机織、繩紉、草履造、林業、製炭、其他副業

但し、修身、国語、其の他読書に依る学科は十二月一日より翌年の二月迄の冬期間の夜学に依るものとす

これらの訓練方針、訓練科目から男性と女性の訓練生に対し、性別に基づく特定の訓練項目があったことを知ることができる。たとえば男性と女性では求められていた日本語能力に大きな差があることである。農村女性に求められていた主な言語能力は、前掲拙稿においても考察したように、家計簿を記入できる程度の朝鮮語の習得であった。訓練所においても農家の主婦に求められた日本語能力は、日本語の訓練が朝夕の作業開始時における「口伝」という教授形態によりおこなわれていたことや、一日一語のペースでの習得であることから、訓練所の指導者が教授時に使用する指示語程度の日本語理解であったのではないかと筆者は推察する。これに対し男性が求められた日本語能力は、教育に関する勅語、国民精神作興に関する詔書、戊申詔書の「謹解謹書」の能力であった。

また訓練の目的は、「訓練夫婦は男女の別なく起床より就寝に至る迄家計、営農、其の他一切行事に関して夫婦共に精進せしめ従来朝鮮農家に於ける男子一方的経営方法を一掃すること」であったが、これは、性にに基づく強い領域区分を定めた内外法という伝統的な社会規範の中で生きてきた農家の主婦を農作業に従事させるということであり、朝鮮の伝統的な社会規範を書き換えることでもあった。

このような訓練所における訓練の内実は前年度における「意味ある訓練」として報告されたものからうかがうことができる。

イ、男生に対しても炊事洗濯を為さしむ

ロ、女生に対しては出来得る限男生と同様の労働能力を発揮せしむる為先づ育児方法と衣

服類並其の洗濯方法等の改善に関し相当徹底したる指導を施しつゝあり即ち

- A, 起床と同時に子供を特定の場所に集合せしめ哺乳時間を一定したること
- B, 男女生の衣服類の調整に関しては訓練所在中のみならず帰郷後に於ても着用には差支えなき様改良を加へたと共に洗濯方法の如きも一般農家と異なり時間と経費とが掛からざるやう改善実施す
- C, 営農作業中相当熟練と力とを要する牛耕作業の如きも男生と同様女生をして実施せしめつゝあり

報告は、農家の主婦に対する訓練において積極的な労働の要求があったことを示している。また、これらから総督府が農村振興運動に期待した「計画ハ各戸所在ノ完全ナル消化ヲ目標トシ」¹⁹の内実が、農家の主婦に対する「出来得る限男生と同様の労働能力を發揮」や「牛耕作業の如きも男生と同様女生をして実施せしめつゝあり」とする重労働の要求であったことを知ることができる。農村振興運動は朝鮮農村の伝統的共同労働であった「トゥレ」を削減の対象とし、雇用労働をなるべく自家労働に切り替えることを奨励していたがために、農家の主婦に農作業における重労働への従事を期待していたと考えられる²⁰。したがって訓練における「育児方法の改善」、衣服の改善による「洗濯の軽便」、さらに男性に対する「炊事訓練」は、総督府が企図していた農村振興運動における農家の主婦の労働力の活用を優先させるための方策としておこなわれていたと考えることができる。ここでも男性の厨房への出入りを禁じた内外法という朝鮮の伝統的な社会規範を書き換えようとする総督府の意図が示されているといえよう。

以上のような訓練を受けた訓練生夫婦は卒業後帰郷し、部落において総督府が期待する「皇国農家」となり、「皇国農民夫婦」として部落の範となり、指導者になることが使命とされていた。

帰郷後の必行事項

- 一、帰郷後は先づ第一に自家の更生計画を樹立し之が実行に専念し予定実績の挙揚に努め部落同人に範を示して下さい
- 二、国祭日には部落の青年男女を集合せしめ訓練所から捧持したる教育に関する勅語戊申詔書並国民精神作興に関する詔書の写を奉読申上げることを励行して下さい
- 三、我が部落の中堅農家として部落の同人を敬愛し援助して下さい
- 四、訓練所に於ける研究事項体験信念は在所中の意気を以て継続実行して下さい

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

五、自今訓練所に於ける定期召集日には必ず夫婦手を携へてお出下さい

右定期召集日は左の通であります

記

イ、訓練所開所記念日（十月一日）

ロ、夏季中堅青年短期講習会開催期間中

ハ、訓練所入所退所式日（三月一日）

六、右定期召集には前以て農事其他諸般事項に対する研究問題を御通知しますから各自郷里に於ける実験に照らし充分研究の上御意見を發表して下さい。

七、爾後郡内各訓練所所在部落（準振興会又は振興会）を単位として農村振興に関する競進会を以て各自優秀なる成績を挙げる様我が部落の更生指導に努力して下さい

尚右競進会規定は近日中制定の上お手許に差し上げますから充分御覧下さい。

このようにみえてくると訓練所は、総督府が主導していた農村振興運動を効率的に展開するための、農村における指導者の育成を目的としていたものであり、訓練生は、総督府が想定した農家の模範夫婦像としての育成対象者であったと考えられる。そしてその中においての農家の主婦の役割とは、夫とともに、女性にとっては重労働である「牛耕作業」に従事することであり、加えて一家の家計をとりまとめることや前掲拙稿の「農村中堅婦人」養成過程にみた、模範的な農村女性として要求された仕事を消化しなければならなかった。そうすることが国力に貢献していると考えられたと推察できる。これらはまた、農家の主婦の労働がいかに繁忙であり、肉体的にも過酷なものであったかを容易に推測することができる。

第三節 朝鮮農家の主婦に期待された役割

ところで、第二節で考察した農家の主婦の役割は、総督府の支配政策における「同化」政策において、どのような意味づけがされたものだったのだろうか。敷衍すれば、総督府が農家の主婦に求めた「同化」とは何だったのだろうか。総督府が農家の主婦に期待した「良妻賢母」像を明らかにすることにより求めてみたい。なお、総督府が農家の主婦に求めた「良妻賢母」像を明確にするために、中流階層以上の朝鮮の主婦に期待された「良妻賢母」像との比較を試みながら推し進めたい。

1935年12月17日、総督宇垣一成は、京城府民館に「京城府内の初中等学校教員並女子師範学校演習科生徒750名と真面目な若き主婦」を集め、「率先朝鮮婦人覚醒の警

有松 しづよ

鐘打ちとなり、又婦徳向上の纏持となり、勇んで斯業の先駆者として、邁往せられむことを繰返して切望するものであり」とし、「朝鮮婦人の覚醒を促す」という講演をおこなっている²¹。参列者は総督府により、「今後における朝鮮統治の重要な仕事の一つは、女子の教養を十分ならしめ、婦徳を向上せしむる点に在りと考へ、現に色々と工夫を凝らしてをる所であります。それを實際化し、効果的ならしむるは、申す迄もなく、こゝに御参集の方々の共鳴と協力を、率先して仰がねばならぬと、大いに期待」できると考えられた朝鮮女性たちであった。この講演は朝鮮教育会が主催したものであり、総督直々の講演としては「就任以来初めての試み」であった²²。また講演はラジオにて全朝鮮に放送された。さらに講演内容は『文教の朝鮮』（1936年1月号）、『全満朝鮮人民会連合会会報』に転載され、『朝鮮』（1936年10月号）においては、講演を踏襲した「朝鮮婦人観特集号」を組むほどの企画であった²³。このようにみえてくると、宇垣の講演は総督府の朝鮮女性政策（以下女性政策）の中に位置づけておこなわれたものであり、講演内容は、朝鮮女性に対する総督府の政策意図が反映されたものであると考えることができる。

宇垣の講演は、「社会構成の半面を負担してをる所の婦人の識見と勤とを男子に匹敵するだけの地位に、少くともそれを略平行し得る立場に持ち来すのが喫緊の急務であり」、「此の四半世紀の初頭に於て婦人の覚醒を促し、女子の働きを更に大いに増進して参りますことが、朝鮮の前途を一段と光明あらしむる為に極めて重大の意義を有する緊要なる仕事であると思ふのであります」とする主旨のもと、これらの事業を達成するためには朝鮮女性に「良妻賢母」としての自覚をもってもらわなければならないというものであった。宇垣が朝鮮女性に求めた「良妻賢母」規範は以下にみるものである。

女子の天分は、内地・朝鮮否各国を通じて概言致しますれば、所謂良妻賢母たるにありと申すべきであると思ひます。又夫れが女子の資格を測定すべき、世界を一貫せる尺度と申して差支えないと存じます。而して良妻たり賢母たるべき、所謂男子の外の活動と相俟つて、内助の働きをなす為に具備すべき必要の条件は、大体次の四つの点に帰すると思ふのであります。その一つは長上への奉仕、即ち父母、夫君等に対する孝養貞節を完うすることと思ひます。第二は家政を整頓して男子をして内顧の心配なく、専念外部に於て活動せしむることのであります。第三は子女の教養、即ち家庭内にありて立派に子女を養育且つ教育して行くことのであります。第四は家庭和楽の中心となり、一家内をして常に春風駘蕩の和気に充溢せしめることのであります

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

宇垣は「良妻賢母」の要件として、「長上尊重」、「家政整頓」、「子女の教養」、「家庭和楽」の四点を述べるとともに、このうち朝鮮女性に欠けるものとして特に「家政整頓」、「子女の教養」、「家庭和楽」をあげ、覚醒してもらいたいと望んでいた。要するに、総督府が女性政策において朝鮮女性に要求したものは、「良妻賢母」であったといえる。

ところで、黄海道農会副会長である泉崎の「良き妻として賢き母としての婦人こそ吾々の望むところである。只此の「良」、「賢」の内容が時代に順応したものであることが大切である。儒教により培はれた朝鮮の婦道と、決して全部が錯誤して居る訳ではない。余りに其の思想が抑圧的あり、束縛的である退嬰的であつて、婦人の天分を發揮せしめ難きものであるところに遺憾があるが、「良き妻」、「賢き母」たるを觀したことに変わりはない。只、「良」、「賢」の内容と時代に伴つて進化し、充実してゆけばそれでよい」という発言²⁴は、農村振興運動期の総督府関係者が機に応じて適用するという、変容自在な「良妻賢母」観を持っていたことを示している。これらから階層間においても「良妻賢母」の質の変容が想定されていたことが考えられる。

以下において、総督府が農家の主婦と中流階層以上の朝鮮の主婦、それぞれの階層の女性に期待した「良妻賢母」としての行動規範の内実を明らかにし、総督府が農家の主婦に期待した「良妻賢母」とはどのような女性観であったのかを捉えたい。そこから総督府が支配政策の中において、農家の主婦に期待した役割がみえてくると考えている。

第一項 中流階層以上の朝鮮の主婦に期待された「良妻賢母」の内実

第一項では、中流階層以上の朝鮮の主婦の行動規範を「朝鮮家庭改善要義」²⁵、『女子高等普通学校修身書 卷四』²⁶を史料として考察する。なお、中流階層以上の朝鮮の主婦に期待された「良妻賢母」としての行動規範を追究するにあたって「朝鮮家庭改善要義」、『女子高等普通学校修身書 卷四』を史料とする理由は次のとおりである。

1933年3月15日、総督宇垣一成は、大邱女子高等普通学校の全校職員生徒を前におこなった「訓話」において、女子高等普通学校生徒に対し「良妻賢母になつてもらひたい」と要望している。また、宇垣に続いて、同年12月8日、同校において今井田清徳政務総監も「良妻賢母」に向かつて努力すべきであるという「訓話」をおこなっている。宇垣、今井田の「訓話」は『文教の朝鮮』に転載され、「良妻賢母」の行動規範とあわせて、「朝鮮家庭改善要義」として編集掲載されている。『文教の朝鮮』は朝鮮教育会会員を対象とした機関誌であり、また、朝鮮総督が年頭の巻頭言を述べるということをか

がみれば、総督府の宣伝誌としての性質を併せ持つものであると考えられることから、「朝鮮家庭要義」にみる「良妻賢母」としての行動規範は、総督府が中流階層以上の朝鮮の主婦に求めた行動規範であると考えられる。

加えて『女子高等普通学校修身書 巻四』をみると、修身の教育目的が妻となり母となり、主婦となることを学生に習得させることにあることがわかる²⁷。また、女子高等普通学校規程第九条の「修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ道德上ノ思想及情操ヲ養成シ中等以上ノ社会ニ於ケル女子ニ必要ナル品格ヲ具ヘシメムコトヲ期シ実践躬行ヲ勸奨スルヲ以テ要旨トス²⁸」が示すように、女子高等普通学校は、社会における中等以上の階層に属する朝鮮の主婦に必要とされた品格を育成する教育機関であった。さらに『女子高等普通学校修身書 巻四』は、卒業を控えた生徒を対象とした教科書であり、女子高等普通学校修身教育の集大成をみることができ、総督府が中流階層以上の朝鮮の主婦に求めた「良妻賢母」としての女性観を検討する際には有効な史料である。したがって中流階層以上の朝鮮の主婦の「良妻賢母」としての行動規範を考察する際の史料として前掲両者をあわせ用いる。

それでは、総督府が中流階層以上の朝鮮の主婦に望んだ「良妻賢母」としての行動規範を、宇垣が示した四点について確認していきたい。まず、「長上尊重」とは、「我が意を捨て、よく舅姑の教えに従」（『女子高等普通学校修身書 巻四』、69頁）うことであり、「朝鮮家庭改善要義」にみる具体的な行動規範は次のようであった（以下、「良妻賢母」としての具体的な行動規範は「朝鮮家庭改善要義」によるものである）。

一、孝養の自覚

- 1、親に孝養を尽すことは、人の本務であり、又自己の完成である。
- 2、親に孝養を尽し得ずしては、夫婦の和も兄弟の友も、期し得ない。
- 3、教育に関する勅語の「克ク孝ニ」の聖旨を奉体しその実践に努める。

二、孝養

- 1、常に報本反始の念を持つ。
- 2、常に敬愛を以て家親の心を養ふ。
- 3、心を察して十分満足されるやう誠を尽す。
- 4、命令や訓戒には快く服従し直ちに実行する。
- 5、常に精神の慰安を与える。
- 6、身の上や家事についてよく相談する。

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

- 7、常に顔色を和げ朗かに接することに努め、言葉づかいを丁寧にする。
- 8、朝夕の省問を怠らず、外出等に際しては行先時間等を明かにしておく。
- 9、親の外出の際は丁寧に送迎する。
- 10、親の意に副ひかねる場合は、顔色を和げ言葉をやさしくして志を陳べる。
- 11、身をたて名を揚げ、親の満足を期する。
- 12、常に家運の開拓向上に努め、一家の繁栄を期する。
- 13、祖先の遺志を継ぎ、遺訓を尊重する。
- 14、親の還暦や誕生祝・名節・祝祭日等には、式は厳肅、質素を旨とし、式後家親を中心として家族近親の団欒を図る。
- 15、体質、職務等に応じて身分相応に体養を尽す。
- 16、年齢や健否・趣味・嗜好・季節等によつて左記養老事項を参照し適宜体養に努める。

これらに加え、「長上尊重」に関する行動規範には「師長に対する尊敬」、「国君に対する忠誠」がとりあげられており、特に「国君に対する忠誠」に関する行動規範は細かい点まで詳細に示されており、日本国民としての自覚をもつように促されていることがわかる。

つぎに家政整頓についてみてみると、「家をよく保つと否とは、夫の徳・不徳によるのみではなくて、妻の心掛け如何によることが大なる関係を有してみます。夫が如何に勤儉であつても、妻が怠惰であり、奢侈であつたら、その家を保つことはできません。それ故妻たるものが一家の内政に励み、夫をしてその業務に専心ならしめるやうにするのは大切なことである」（『女子高等普通学校修身書 卷四』、66頁）とし、主婦の任務の自覚を促すとともに、具体的な行動規範が家計、衣服、食べ物、住宅について詳細に提示されている。また主婦の任務、主婦の自覚、特に主婦の任務のうち、家計についての行動規範は以下のものであった。なお主婦の任務をみると、総督府が中流階層以上の朝鮮の主婦に望んだ「良妻賢母」そのものの女性像であることがわかる。

三、主婦の任務

- 1 家計を整へて一家独立の基をかためる。
- 2 衣食住を調へ家族にその満足を与へる。
- 3 子女を教養して国家有用の人となす。
- 4 老人に奉養を尽し病人を看護してその心身を慰める。

- 5 家庭和樂の中心となり善美な家風を發揚する。
- 6 家庭生活の安定と向上とを図つて国家社会につくす。

四、主婦の任務の自覚

主婦は、精神的にも物質的にも家庭生活をより良きものに作りあげる為に常に研究工夫を重ね我が良き所は益々之を發揚させると共に悪しき所は之を棄て、徒に因習や伝統に囚われることなく、内地は勿論進んで広く世界の長所を採入れ、之が改善を期すべき重大な任務あるを強く自覚せねばならぬ。

五、家計

一家の内に行はれる家事経済と家庭管理とを家計といふ

一、家事経済

- I、意義 家族の物質的・精神的幸福を増進し、家庭生活の安定と向上とをはかるために、消費を主としての家庭内に行はれる経済生活である。(字の大きさ=ママ)
- II、主婦と家事経済 生活の安定は、生存上の欲望と之を充たすための財貨の取得との均衡がとれた時得られる。生活上の欲望は文化の進歩と共に複雑になり且つ高まって行くが、之を充たすべき財貨の取得はますます困難となつて来る。この欲望と財貨との関係に無頓着であれば一家の経済は破綻し、一家の経済の安定は全く之を掌る主婦の知識と手腕とによる故に、主婦たるものは家族の欲望を整理統制し、之に充てる有限の財貨を巧みに運用して一家の生活を安定し、進んで国家社会の隆昌に貢献することに努めねばならぬ。

また、「子女の教養」については、「母の責務の自覚」が示され、胎児期、育児期、青年期と教養規範が細かく示されており、総督府の「家運の消長も、国家の盛衰も、女子がよくこの天職を尽くすと尽くさないとに関することが甚だ大きいのであります。国家・社会の業務は、女子の手を待たないで行はれ得ることもありますが、たゞ育児の一事に至つては、女子の手を待たなければ出来ないことであります(『女子高等普通学校修身書巻四』、69頁)とする考え方が反映されたものであると考えることができる。「母の責務」は以下にみるものである。

一、母の責務の自覚

- 1、人より家庭を奪ひ女性より母性を奪ふ時は、人道の發祥地が奪はれるといふ自覚を強める。

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

- 2、国民文化を継承発展させるべき子女の教養は、母の双肩に担はれてゐるといふ自覚を強める。
- 3、子女の健全な身体や高潔な品性、高雅な情操、実用的知能、敬虔な態度は、揺籃を動かす母の手にその萌芽が培はれるといふ自覚を強める。
- 4、子女の教養は、盲目的な愛ではなく醇化せられた慈愛によつて初めて達成せられるといふ自覚を強める。

二、子女の地位の認識

- 1、子女は家の継承発展者たることを確認する。
- 2、子女は国民文化の継承発展者たることを確認する。

最後に「家庭和楽」についてみてみると、「夫婦が円満に和合し、よく老父母をいたはり、子女を養育し、家業に励むならば家庭には常に春風が吹いて、一家はおのづから繁栄に赴くのであります。これに反すれば、家庭の平和は求められないばかりでなく、一家の繁栄を来すことは困難であります。それ故夫婦の道は和合を第一とするのであります（『女子高等普通学校修身書 卷四』、55-56 頁）」とし、「主婦の心得」は次のように示されている。

二、主婦の心得

一、夫に対する心得

- 1 夫婦和合して一家和楽の実現を期する
- 2 礼儀の正しい一夫一婦の貞節が、一家和楽の中心たることを自覚し常に婦道を守る
- 3 敬愛、信順を旨とする
- 4 夫の性質・境遇・地位・職業等の理解に努める
- 5 親切な慰安者となり、忠実な補助者たることに努める
- 6 家政を整へ、子女を教養し、後顧の憂なからしめるやうに努める

二、舅姑に対する心得

- 1 舅姑の真の心持を察し、十分満足されるやう誠をつくす
- 2 衣・食・住や健康に留意する
- 3 病気のときは親切に看護し全快を祈る
- 4 養老に努め、その長寿を祈る

有松 しづよ

- 5 命令や訓戒に快く服従し、尚進んで心持を察して意に適ふやうにする
- 6 常に精神の慰安を与える

三、子女に対する心得

- 1 心身の発達に留意し子宝として慈育に努める
- 2 子女の性別を問はず愛育教養する
- 3 躰は「可愛くば五つ教へて三つ褒め二つ叱りて善き人にせよ」と云ふ古歌のやうに寛
厳宜しきを得るやうにする

四、小舅・小姑に対する心得

- 1 寛い心を持つて接し、過は大目にみる
- 2 誠を以て接し、何事も温情に融化する

五、下僕に対する心得

- 1 恩恵を施し、愛憐の態度を以て接し、適当に尊敬し、愛撫に努める
- 2 自ら模範を示し、感化善導する
- 3 親切に教へ、こころよく導き、自ら進んで働くやうにしむける
- 4 過失は寛大に取扱ふ

六、親族・隣保に対する心得

- 1 敬愛の念を旨として交はる
- 2 親疎厚薄の別はあるべきも、財産や社会的地位によつて交はりを区別してはならぬ
- 3 互に助け合ふとしても、濫りに援助を求めぬやう努める
- 4 吉凶や慶弔往來を適度にしほどよくするやうにする
- 5 一旦不和になると、年来の仇敵のやうになるから特に慎まねばならぬ
- 6 隣人との交際はたゞのこととはとやかく思はぬだけの心の用意が必要である
- 7 隣人の迷惑にならぬやうに心掛ける
- 8 自らよき隣人となれ

そして、「家庭の和楽」の方法は、明朗快活な生活、趣味の生活、祝祭行事、合理生活について詳細に示されている。以上、総督府が中流階層以上の朝鮮の主婦に対して求めた「良妻賢母」としての行動規範をみてきたが、これらをまとめると、「良妻賢母」とは「夫は外に出て業務に努め、或は又家長となつて一家を保ち、家族を養ひ、主婦は内に居つて家政を整へ、舅姑に事へ、子女の養育を掌り、常にその夫をして内顧の憂なからしめるやうにしなければな」(『女子高等普通学校修身書 卷四』、62頁)らないので

あり、夫婦はその性別に応じて職を分たなければならないというものであった（『女子高等普通学校修身書 巻四』、61頁）。

第二項 朝鮮農家の主婦に期待された「良妻賢母」の内実

中流階層以上の朝鮮の主婦に要求された「良妻賢母」としての行動規範は以上にみたとおりであったが、農家の主婦に求められた行動規範とはどのようなものであったのだろうか。『農山漁村における中堅人物養成施設の概要』（朝鮮総督府、1936年）を史料として、「農村中堅婦人」の養成機関である忠清南道農村女子講習所および「中堅農家」養成機関である農事訓練所の訓練項目の内実から、総督府が農家の主婦に求めた行動規範を考察したい。

総督府が、農家の主婦に対して「良妻賢母」の行動規範を直接的に提示した箇所は管見の範囲において見当たらない。しかし以下にみるように、農家の主婦に総督府が期待した模範的主婦像とは、宇垣の講演にみる「良妻賢母」像に沿って考えられるものであった。

以下、宇垣が「良妻賢母」の要件として述べた「長上尊重」、「家庭和楽」、「子女教養」、「家庭整理」は、農家の主婦にはどのような行動規範として求められていたかを示したい。

まず農家の主婦に求められた「長上尊重」とは、「身の此処にある所以を正し孝の道を尋ね延いて国家に尽くす役割を思ひ浮べ父母、家に対し御安泰と繁栄と御恩とに感激して誠の道に入ることを誓ふ、朝夕二回敬礼を行ふ」ことであった（忠清南道農村女子講習所、118頁）。

また、「家庭整頓」については、「家一切の切廻しを良くし夫をして後顧の憂なからしむることは婦徳の大なる役割なり、即ち内をよく整へ外を助けるの頭と腕とを必要とす内に向つては先づ家の締を付け所謂予算、決算、記帳の生活に慣れしめ、入るを計つて出ざるを制する根本精神より金銭の出納、炊事場の整理、家の清潔整頓、生活の改善、家畜の管理、宅地住宅の利用並に保存、美化装飾等の実習体験を積ましむ」（忠清南道農村女子講習所、112頁）という項目に該当すると考えられる。

次に「子女の教養」については、具体的な行動規範がみあたらないが、第二節で考察した長水郡農事訓練所の訓練科目のなかに、男女共通科目として「衛生及育児法」（長水郡農事訓練所、149頁）があり、育児教育がおこなわれていたことがわかる。また、忠清南道農村女子講習所において配布されていた読物の中に『育児』がみられることから

有松 しづよ

も、農村女性に対しても「子女教養」が求められていたといえる。

最後に「家庭和楽」について検討すると、「家族会」、「誕生日会」、「娯楽会」など家族を中心とする行事が訓練事項に含まれている（忠清南道農村女子講習所、118-119 頁）ことから、農村女性にも「家庭和楽」に努めることが要求されていたことを知ることができる。

このようにみえてくると、農家の主婦に求められた「良妻賢母」としての行動規範と中流階層以上の朝鮮の主婦に求められた「良妻賢母」としての行動規範には、大卒において大きな相違はないようにみえる。しかし、女子の職業についての見解は異なっている。

社会の要求だけでなく、女子自身が職業を求める必要が多くなってきたが、その境遇に応じて、他日職業に就き得るだけの実力を備えておくことが必要である。

上記は『女子高等普通学校修身書 巻四』における第十三課の「女子と職業」についての教授内容であるが、女性の職業が積極的に奨励されているとはいいがたい。

一方、農家の主婦の労働に関して目を転じれば、農事訓練所の訓練内容にみたように、「出来得る限男生と同様の労働能力を發揮」することや「牛耕作業の如きも男生と同様女生をして実施せしめつゝあり」というように、農家の主婦には積極的な労働が要求されていた。第一項で考察した中流階層以上の朝鮮の主婦に要求された「良妻賢母」としての行動規範では、男女の性別に応じた職分が述べられ、家庭内における役割分担が明確に振り分けられていた。しかし、農家の主婦には「出来得る限」り男性と同等の働きが求められている。中流階層以上の朝鮮の夫婦と農家の夫婦とでは、性別による職分に対する解釈に相違があったといえよう。農家の主婦に対する「良妻賢母」の行動規範には、「家内」の範囲に田畑における労働も内包されていたと考えられる。

そのほか、農家の主婦と中流階層以上の朝鮮の主婦、それぞれに求められた日本語能力に差があることにも注目したい。

総督府は、中流以上の朝鮮の主婦に対しては、「国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ニ熟達セシムルコトハ何レノ学科目ニ於テモ常ニ深ク之ニ留意セムコトヲ要ス」（女子高等普通学校規程第八条²⁹）ほどの日本語能力を求めたにもかかわらず、農家の主婦に対して積極的な日本語学習の機会を設けていたとはいいがたいことはこれまでの考察により明らかである。このことから、農村振興運動期に農家の主婦に対する日本語普及が積極的におこなわれていなかったことを知ることができる。

1930年代前半期における朝鮮総督府の「良妻賢母」教育の意図

以上から総督府が1930年代前半期の支配政策において、農家の主婦に期待した役割とは、農村振興運動を展開して行くに当たっての「労働力」提供者であったといえる。それゆえに総督府は、農家の主婦に適用するために変容した「良妻賢母」としての行動規範、つまり、田畑での男性と同等の労働力の発揮することを内包した「良妻賢母」を社会教化という手法で施策していったと考えられる。

希望に起きませう 喜んではたらきませう 黙つて働ませう 感謝に眠りませう

この標語（黄海道農村女子講習所、283頁）こそが、総督府が農家の主婦に求めた「良妻賢母」としての生き方であった。

おわりに

本論では、総督宇垣の女性観や総督府学務局長であった渡辺豊日子の朝鮮女性観を考察し、1930年代前半期における総督府の朝鮮女性に対する女性観をうかがうとともに、朝鮮女性に対する施策が、支配政策において究極の目標であった朝鮮人の「同化」を潤滑に推し進めることを目的した、つまり国益に貢献させるための教育政策であったことを明らかにした上で、なかんずく農家の主婦をその中において、どのように位置づけ、期待した役割とは何であったのかを考察してきたが、以下のようにまとめることができる。

総督府は、組合婦人会や農村講習所、訓練所を通して農家の主婦を社会教化という手法をとり、総督府が提示した「良妻賢母」としてのイデオロギーを植え付けていく対象としていたと考えられる。「良妻賢母」は総督府が朝鮮女性に求めた女性規範であったが、農家の主婦に求めた「良妻賢母」という女性規範には、中流階層以上の朝鮮の主婦には求められていなかった、農作業において男性と同等の「労働能力」を提供することが内包されていた。総督府は、農村振興運動における労働力として農家の主婦を国益に貢献させようとしていたと考えられる。また、このような女性規範は、朝鮮女性が伝統的に所持していた女性観だけでなく、社会規範である内外法を書き換えるものであったと考えられ、「良妻賢母」というイデオロギーを農家の主婦に学習させることにより、既存の農村文化を書き換え、総督府スタイルの農村文化を構築することを目的としていたのではないかと推察できる。考察により当時、農家の主婦を含める一般農村女性には、日本語普及が積極的におこなわれていなかったことが明らかになったが、「良妻賢母」

有松 しづよ

というイデオロギーを身体を通して浸透させ、「同化」するほうが、日本語を通して農家の主婦を「同化」することよりも、はるかに効率のいい政策であったと考えられるからである。

〔注〕

- 1 有松しづよ『基礎学研究』九州大学基礎学研究会、2005、1-28頁。
- 2 朝鮮農村振興運動が宇垣総督主導の下に1933年より官民一体運動として展開されたことは、宮田節子「朝鮮における「農村振興運動」-1930年代日本ファシズムの朝鮮における展開」に詳しく論じられている（『季刊 現代史』2号、1973年）。
- 3 山口盛、『宇垣総督の農村振興運動』友邦協会、1966年、5頁。山口は総督府農林局理事官であった。
- 4 山口盛、同上、2頁。
- 5 宮田節子「朝鮮における「農村振興運動」-1930年代日本ファシズムの朝鮮における展開-」『季刊 現代史』2号、1973年、53-54頁。
- 6 宇垣は、1902年余利1904年まで参謀本部部員として軍事研究のため駐独した。
- 7 同上『宇垣一成日記』1巻（1903年）、12頁。
- 8 同上『宇垣一成日記』1巻（1903年）、6頁。
- 9 同上『宇垣一成日記』1巻（1904年）、12頁。
- 10 同上『宇垣一成日記』1巻（1921年）、63頁。
- 11 同上『宇垣一成日記』1巻（1921年）、363頁。
- 12 同上『宇垣一成日記』1巻（1925年5月9日）、521頁。
- 13 「朝鮮における農山漁村振興運動の第一次農家更生計画実績」『朝鮮』1934年、12月号、31-32頁。
- 14 1933年8月から1936年5月まで学務局長を務めた。
- 15 渡辺豊日子「朝鮮統治の諸問題」『文教の朝鮮』1933年11月号、24頁。
- 16 渡辺豊日子「朝鮮教育の側面」『文教の朝鮮』1934年10月号、66-67頁。
- 17 渡辺豊日子、同上、68頁。
- 18 朝鮮始政25周年に際しての特集記事「半島女子の教育を語る 上下」『家事及裁縫』1934年11月号、78-85頁。1934年12月号、149-155頁。

対談の参加者は次のとおりである。大田秀穂（前朝鮮総督府視学官）、上田駿一郎（前朝鮮総督府視学官）、西沢勇志智（前京城女子高等普通学校教諭、理学博士）、西脇豊造（前鏡城（ママ）師範学校長）、安藤文郎（前平壤女子高等普通学校教諭）、松原一彦（前日本青年会主事）、三浦勇（前光州小学校長）、宮原小治郎（前京城高等女学校教諭）。

19 1933年3月7日付け政務総監通牒「農家経済更生計画樹立に関する件」。

20 松本武祝『朝鮮農村の＜植民地近代＞経験』社会評論社、2005年、145頁。

21 宇垣一成「朝鮮婦人の覚醒を促す」『文教の朝鮮』1936年1月号、8-38頁。

22 「編集後記」『文教の朝鮮』1936年1月号、225頁。

23 特集記事の巻頭言は次の通りである。

○朝鮮施政の根幹としての農村更生を考へ、心田開発を言ふ場合、当然問題として取上らるべきは朝鮮婦人の存在に就てある

○遠き伝統と、深き因習、固よりその中に多くの美点長所を有するが、時代に適せぬ病弊も亦尠くない。之に検討を加へ、総反省の資となすことは決して徒爾であるまい。

○本号は各方面の識者に依頼して集め得た婦人観の所見を特集して社会教育に関心ある人々の座辺に贈るものである。

また、所見を論じた識者は下のとおりであるが、ほとんどが1930年代前半期に『文教の朝鮮』、『朝鮮』誌上において、さまざまな分野から朝鮮女性の地位向上や社会教化の必要性を論じてきた論者である。高橋濱吉（京城女子師範学校長）「婦人教育の観点から」、張膺震（総督府視学官）「朝鮮婦人問題に関する管見」、李能和（中樞院）「朝鮮婦人の生活内容」、工藤武城（京城婦人病院院長）「社会婦人科学の観点より朝鮮婦人の犯罪を論ず」、金台俊（明倫院講師）「小説・伝説等に現れたる朝鮮婦女」、宋今璇（同徳女子高等普通学校）「朝鮮婦人の立場から」、金活蘭（梨花女子専門学校）「朝鮮婦人教育の力点」、朴貞姫（京畿道地方課）「農村婦人に交わりての所感」、孫貞圭（京城女子高等普通学校）「朝鮮婦人の欠点と長所」、秋葉隆（京城帝大教授）「島の自然と女性」。

24 泉崎三郎「農家経済の振興と婦人の覚醒」『農会報』1932年7月号、30頁。

25 『文教の朝鮮』1934年4月号（39-55頁）および5月号（93-112頁）。

26 総督府、1927年。

27 『女子高等普通学校修身教科書 卷四』105頁。

28 朝鮮総督府『朝鮮学事例規 昭和7年度』（渡部学、阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）第5巻』龍溪書舎、1987年に所収）。

²⁹ 前掲、『朝鮮学事例規 昭和7年度』、410頁。